

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

nakusukai_01@saitama-k.com



なくす会の幅広い活動を継続しよう

適格消費者団体 特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司



明けましておめでとうございます。

なくす会の検討委員会は、インターネット上の不当な広告表示による消費者被害事案や、事業者が契約責任を回避するような不当な契約条項事案を、継続案件を含めると40件以上を並行して調査・検討し、問合せや申入れを行っています。事業者が自主的に改善して終了となる事案が大半なのですが、中には具体的な説明なしに問題ないとか検討中という回答を繰り返し、その挙句サイトを閉鎖して連絡がとれなくなるような悪質事案も増えています。

脱毛エステ業者(株)ビューティースリーの破産に伴い、クレジット会社ライフティ(株)に対して提起している共通義務確認訴訟におけるさいたま地裁の判決は、全国の消費生活センターに同社を巡る相談が多数寄せられている実態を無視して、クレジット会社の責任を否定するものであり、直ちに控訴申立を行いました。

大手旅行予約サイトを運営するアゴダ社に対する差止請求訴訟は、大量の広告宣伝を繰り返している著名な予約サイトですが、不当契約条項が多数ある規約によって責任回避のトラブルを防止するため、不当条項の利用差止を申立てています。外国法人であり日本で訴訟を担当する支店を設けていないため、英文に翻訳した訴状をシンガポールの本社宛に送達するという手間と時間のかかる手続を経て、ようやく不当条項の是正の話に進んでいます。

ほかにも相変わらず多発している詐欺的定期購入商法のサイトに対して、不当表示の是正を申入れる取組みを繰り返しています。本年は、消費者庁において「デジタル取引・特定商取引法検討会」が開催される予定ですので、悪質サイト業者の広告表示がより厳しく規制されるよう、なくす会としても意見を発信したいと思います。

活動委員会は、消費者被害アンケート・めやすばこ「スマホのトラブルについて」をテーマにアンケート調査を実施し集計・分析を進めています。広告調査については、「過払金が返還されます」という一部の司法書士事務所などの広告の問題点について学習し、問題のある広告について独自に調査しています。

埼玉県からの委託事業による消費者被害防止サポーター育成・活動支援事業などは、県内市町村消費者行政の充実と高齢者の被害防止の役割を果たしています。インターネット適正広告推進事業は、なくす会と県が連携してネット広告の不当表示を調査し適正化の取組を継続しています。国の地方消費者行政強化交付金が2026年度も継続・拡充される見込みとなりましたので、なくす会の委託事業も継続が期待されます。

本年もなくす会の活動が幅広く展開できますよう、皆様のご協力をよろしくお願ひします。



集団的被害回復訴訟及び差止請求活動の現状と課題



埼玉消費者被害をなくす会 副理事長
差止請求・被害回復検討委員会 委員長
長田 淳



本年もよろしく申し上げます。

昨年は、一昨年から継続している差止請求事件が1件及び集団的被害回復事件が1件ありました。このうち、集団的被害回復事件について、年末(12月26日)に第一審の判決があり、たいへん残念ながら敗訴しました。判決には、脱毛エステ業者の商法の実態を見過ごした事実認定の上でも、法的解釈としても大きな誤りがあると考えており、この原稿を書かせていただいている(1月5日)翌日には控訴する予定です。その他の活動状況についてもご報告させていただきます。

集団的被害回復事件(被告ライフティ株式会社)の敗訴について

ポイント:倒産した脱毛エステ業者が、中途解約による違約金の制限に関する特商法の規定を潜脱することなどを目的に、有償部分の単価を高額に設定するかわりに、破綻必至の無制限の永久保証などを謳って消費者と契約を締結し、実際に破綻した事件について、サービスの保証が受けられないのにクレジットを組んだクレジット会社から支払いを請求されるというトラブルがありました。この事業者(株)ビューティースリー)と加盟店契約を締結していたクレジット業者(ライフティ(株))に対して、クーリング・オフによる解約及び不実の告知による取消を理由とした既払金(これまでクレジットを組んで支払った金額)の返還義務があることを確認する訴訟です。

現在の状況と課題:判決は、無償保証サービス部分がある商法はたくさんあり、これをすべて問題にすることはできないことなどに言及して、当会の主張を認めませんでした。

詳しくは、会のホームページをみていただきたいのですが、判決は、特定商取引法や割賦販売法において、特別な規制を受けている特定継続的役務提供契約(脱毛エステ事業はこれにあたります)がなぜ特別な規制を受けているのか、規制の趣旨や理由に目を向けず、規制を受けていない種類の事業者の無償付きサービスと同じように考えていることなど、ここで問題となっている法律の基本的な解釈や理解に大きな誤りがあります。私たちは、裁判所が誤った理解のまま裁判を進めてきたことに気が付かなかったことを率直に反省しつつ、東京高裁で私たちの考える正しい解決を得られるように頑張っていきます。

このように問題の大きい判決ではありますが、一方で無償保証サービスが契約上の債務に該当することは当然の前提にしています。無償保証を受けられなくなった場合は、これを理由にクレジットの支払いを拒むことができる場合があることには変わりがないのでこの点の誤解が生じないようにしたいです。

差止請求事件(被告アゴダ社というオンライントラベル事業者)の利用規約

ポイント:2023年12月に差止訴訟の提起をしましたが、1年半以上たち、ようやく裁判がはじまりました。利用規約の大部分は修正されており、現在和解協議がすすめられています。他の事案などでも海外事業者が、会社法の規定に沿って、日本の事業所を登記する必要性について事業者に指摘することを続けており、海外事業者が、日本の消費者に対して責任を果たすよう求めていきたいです。

今年は、複数の訴訟の提起に向けて準備しています

現在の状況:訴訟提起前の書面通告を事業者に対して行う予定にしている事案が複数あります。消費者を誤認させる過大な表示を用いて広告している事業者や違法なチケット売買であることを半ば認識しつつ売買の場を提供している事業者などに対して、訴訟を提起していくことになりそうです。私たちの訴訟の結果は、多数の消費者に影響を与えることとなります。その責任は、大きいものがありますが、どのような商法が許されないのか、裁判の場でその判断をきちんと得ていくこと自体が、事業者の消費者に対する適正な事業活動の枠を作っていく大切な活動です。敗訴判決を受けたこと(しかも、まだ途上です)に委縮せず、積極的な活動を継続していくことを今年目標としたいと思っております。

消費者カアッ
学習会

あなたに届いたそのメール、フィッシングメールかも！
～手口と対策を学ぼう！～

今回の消費者カアッ学習会のテーマは「フィッシングメール」。

金融機関、配達事業者などあらゆる事業者を名乗って、あなたのスマホやパソコンに届くメールはフィッシングメールかもしれません。気付かずに個人情報を入力したために被害に遭うケースが多くあります。



フィッシングメールってどんなメール？

アプリをダウンロードしたり、クレジットカード情報を入力したりしたらどうなるの？

被害にあわないために、何をどのように気を付けたらいいの？

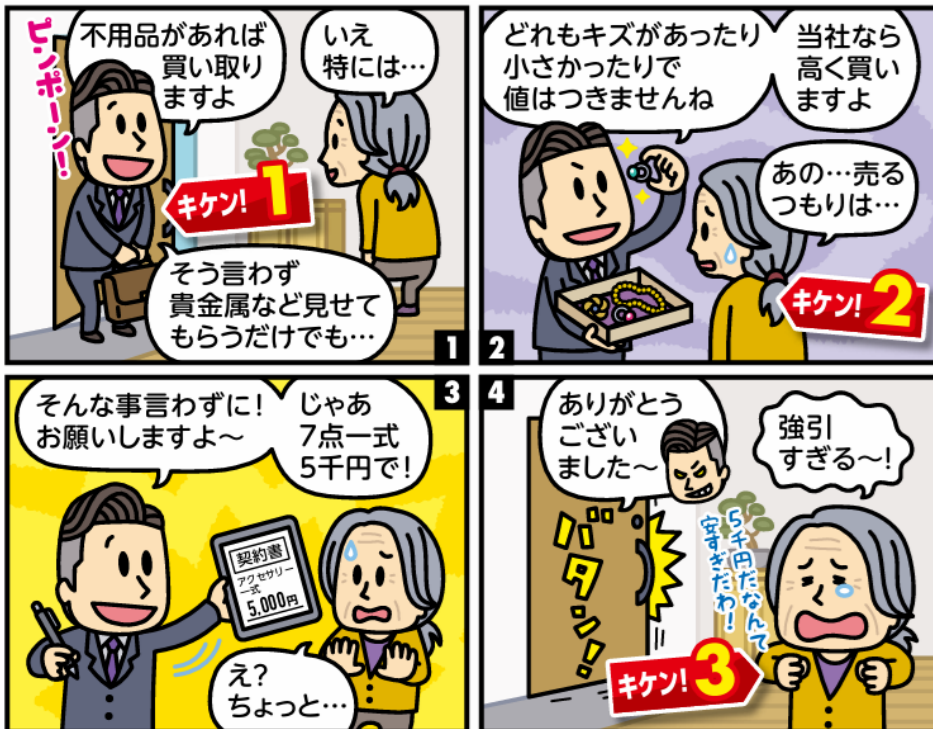
そんな疑問にお答えします！ぜひご参加ください。

日時 2026年3月5日(木)10時～12時
会場 埼玉会館 3C会議室及びオンライン(Zoom)
講師 フィッシング対策協議会(トレンドマイクロ株)林 憲明 様
申込方法 ☒ nakusukai.05@saitama-k.com
Form <https://forms.gle/yjYUyF2b4YsCz6nx6>
または右記二次元コード
TEL 048-844-8972(月・火・金 10-15時 祝休)



注意喚起

押し買い(訪問購入)トラブルにご注意!!



気を付けるポイント

- ・ 不要な勧誘は断る!
- ・ 売却した場合は契約書面を必ず受け取る!

埼玉県では、増加する高齢者の消費者被害を防止するため、最新情報や悪質商法の内容を4コマ漫画「高齢者を守るお助けかわらばん」で紹介しています。

今回は、「押し買い(訪問購入)のトラブルに注意!」をご紹介します。

- 1 突然訪問してきた業者は**絶対に家に入れない!**
- 2 買い取りを承諾していない物品は、売却を迫られても**きっぱり断る!**
- 3 クーリングオフできる場合もあるので**消費生活センターなどに相談**

今月の標語

持っていよう
大事な品と
NOの意思

2025.5月

出展:埼玉県県民生活部消費生活課 高齢者を守るお助けかわらばん 令和7年度その1

被害回復

ライフティ(株)に対する被害回復訴訟での敗訴判決を受け、控訴しました

2025年12月26日(金)13時10分より、さいたま地方裁判所第105号法廷にて、共通義務確認訴訟(第1段階の訴訟)において埼玉消費者被害をなくす会の主張を棄却する判決が言い渡されました。

なくす会は、判決の内容を不当として2026年1月7日、さいたま地方裁判所に対し、控訴申立を行いました。

詳しくはなくす会のホームページをご覧ください。

本訴訟は、脱毛エステ業者(株)ビューティスリーの「全身脱毛無制限コース」を契約し、信販会社ライフティ(株)に分割払いクレジットを利用して支払った代金を、ライフティ(株)から消費者に返金することを求める訴訟です。

差止請求

訴訟や申入れ活動を行っている事案(2026年1月5日現在)

事業者	概要
Agoda Company Ptd. Ltd. (本社:シンガポール)	(オンライントラベル事業者)【差止請求訴訟継続】 「アゴダ®」サービスにおける「アゴダ®利用規約」のうち「一切責任を負わない」とする一部免責条項、当該事業者の賠償責任を制限又は免除する条項等の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めています。第2回期日が11月28日(金)に弁論準備期日で行われました。第3回期日は1月29日(木)に弁論準備期日(傍聴不可)で行われる予定です。
RISU Japan(株)	(通信教育事業)【申入れ】 当該事業者が提供する「RISU 算数」に関する「RISU サービス利用規約」における一部条項、及び、ホームページ中の一部表記を削除または適切な内容、表記に修正することを求めています。受領した回答の内容について検討中です。
デジタルデータソリューション(株)	(データ復旧事業者)【申入れ】 当該事業者が提供するデジタルデータリカバリーというサービスに関する「復旧率最高値 95.2%」との表示の使用停止または適切な表示へ修正することなどを求めています。受領した回答の内容について検討中です。
エンターテインメント(株)	(チケット仲介サイト)【申入れ】 当該事業者の運営する「チケジャム」の利用規約における一部条項について、有償での転売を発行者が禁止している商品について、定価を上回る金額で購入した場合、実際にチケットが利用できないことによって生じた損害においても、上限が商品代金相当額(定価)に限定されるかのように記載されているとして、削除または適切な条項への修正を求めています。受領した回答の内容について検討中です。

その他、申入れを実施している事業者:JustAnswerLLC(オンライン相談)、(株)和漢(健康食品販売)、(株)ファーマフーズ(美容製品販売)、(株)リブ・マックス(マンション契約)



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センター市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!) (お住まいの市町村相談窓口につながります)